

(別紙)

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に対する御意見の概要

整理番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	メニュー別排出係数について	<p>● 温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（第10回）にて、「料金メニュー別係数の報告・利用を要求事項とするか任意とするか」について、料金メニュー別係数報告を電気事業者への要求事項とすることは料金戦略上問題が生じるため、任意とする取扱いで決着している。</p> <p>一方、温対法届出事業者は告示された係数による方法しか許されないということは、事実上料金メニュー別係数報告が要求事項となっていることと何が異なるのか。</p> <p>● また、『全ての料金メニューに係数を対応させるか否か』について、多種多様な料金メニューの全てに係数を対応させるのは現実的ではないため、対応させない扱いで決着している。</p> <p>一方、温対法届出事業者は告示された係数による方法しか許されないということは、実際に温対法届出事業者別にクレジット利用する方法で個別の係数を約束した販売メニューについて全てを報告・告示することとなり、検討会での決着事項と矛盾することにならないか。</p> <p>● さらに、告示別紙9「メニュー別排出係数の告示を希望する場合には・・・報告する」とあり、希望者だけが報告するもののように捉えることができる。しかし、電気事業者は報告しなければ、特定係数を販売した温対法届出事業者が特定係数を利用できないため、実際上は希望者だけの報告ではないため誤解を生じさせる表現ではないか。</p>	<p>● 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度では、温室効果ガスを一定量以上排出する者（以下「特定排出者」という。）が温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の使用に伴う排出係数については、環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を使用することとなっています。</p> <p>● メニュー別係数については、温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（第10回）にて、その報告については各事業者の任意とすることや料金メニューの全てに係数を対応させる必要はないこと等を取り決めました。</p> <p>● 1点目のご指摘ですが、メニュー別係数の報告は任意であり、電気事業者がメニュー別係数の公表を希望しない場合でも、特定排出者の調整後排出量の算定に支障はありません。具体的には、電気事業者がメニュー別係数の公表を希望しない場合、国は当該電気事業者の事業者別（事業者全体）の調整後排出係数を公表します。その場合、当該電気事業者から電気の供給を受けた特定排出者は、当該電気事業者の事業者別（事業者全体）の調整後排出係数を用いて調整後排出量を算定し、国に報告することになります。</p> <p>● 2点目のご指摘ですが、メニュー別係数については、複数の販売メニューを類型化することも可能であり、その場合は、全ての料金メニューに係数を対応させる必要はありません。詳細は第10回検討会資料3-2の6頁を御参照ください。 (http://ghgsanteikohyo.env.go.jp/files/calc/kento_j10/mat03_2.pdf)</p>

			<p>●3点目のご指摘ですが、平成26年度に実施したアンケート調査の結果、電気事業者、特定排出者ともに「従来どおりでよい」が「メニュー別係数を設定・利用したい」を上回っている事実を踏まえ、メニュー別係数の報告は任意としたところであり、今後もメニュー別係数の公表を希望しない電気事業者も一定程度いると考えられることから、このような表現としたところです。前述のとおり、電気事業者のメニュー別の係数が公表されていない場合は、特定排出者は当該電気事業者の事業者別（事業者全体）の調整後排出係数を用いて調整後排出量を算定することになります。</p>
2	メニュー別排出係数について	<p>●排出係数の報告と公表時期は、現行制度における電気事業者、新規参入者、メニュー別排出係数、いずれも同様のスケジュールで取り扱い、「係数確定年度」のCO₂排出係数を「電気の購入年度」に用いる「期ズレ」を生じないスキームに統一すべき。</p> <p>●メニュー別排出係数の表示は、消費者が商品を選択するうえで重要な情報源であり表示が望ましいが、現在の案では、メニュー別排出係数を表示する小売電気事業者は、表示しない事業者より重い負担を強いられるスキーム（一月半前倒しでの報告および2度にわたって報告を作成する必要がある）となっており、消費者に配慮した透明性の高い小売事業を阻害し、電力小売事業の差別化や新規参入等を抑制しかねず問題である。これらは、多様な電力について適切に情報を得て商品を選びたいという消費者の選ぶ権利も損なう。</p> <p>●新規参入電気事業者が翌年度初めに排出係数を算出し、「期ズレ」を生じずに報告することが可能であれば、既存の電気事業者にも当然可能であり、従来は認められてきた「期ズレ」の解消につながる。</p> <p>●「期ズレ」がある事業者とない事業者が混在する今回のスキーム案は、特定排出者にとっても電気事業者にとってもわかりにくく混乱のもとであり、「期ズレ」を生じないことに照準を合わせ、すべての電気事業者の報告を7月末、国の係数告示を8月末、特定排出者のCO₂排出量報告を9月に設定するという、全体に無理のないシンプルな制度設計が賢明である。</p>	<p>●御指摘のとおり、特定排出者が購入した電気の購入年度と報告に用いる電気事業者の排出係数の算定年度とのズレ（以下「期ズレ」という。）を全面的に解消することが望ましいと考えます。</p> <p>●この「期ズレ」解消については、電気事業者が排出係数を算出し国に報告するまでの事務負担及び報告された排出係数を国が確認し公表するまでの期間、さらには特定排出者の排出量の報告期限等を総合的に勘案し、いただいた御意見も踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>

<p>3</p>	<p>メニュー別排出係数について</p>	<p>●電気事業者の排出係数の算定方法に関しては、実際に調達している電気の排出係数である実排出係数で議論いただきたい。</p> <p>●第一に、調整後排出係数は、クレジット等による調整のほか、固定価格買取制度による調整を行って算出するとされている。この考え方で調整後排出係数を算定した場合、積極的にF I T電源による電力を調達した電気事業者の調整後排出係数は、実排出係数とは違った係数となり、F I T電源を主として有する電気事業者を選択した需要家にとって誤解を招くことも十分考えられる。</p> <p>●第二に、新規に参入してきた電気事業者は、旧一般電気事業者が有する低排出係数の発電所やF I Tを適用しない再エネ電源を有することのハードルが高く、結果的に、新規発電所からの調達が多くなる。新規発電所のうち再エネ電源の場合はほとんどF I Tが適用され、調整後排出係数が高くなる可能性がある。</p> <p>●第三に、メニュー別係数が調整後排出係数で議論される状況下では、F I T電源を主として有する小規模な電気事業者は低排出係数のメニュー作成が困難。この場合、F I T以外の再エネ電源が実質的に殆ど無いことから、既存のF I T電源を解約する等、手段が限定されてしまうのではないかと懸念される。</p> <p>●また、排出係数が実質ゼロである自負と、ブランドを意識して運営されているF I T発電事業者には、小売電気事業者が調整後排出係数を扱うことによって、今後の事業拡大に疑問を感じている方々も多いと認識している。かような認識の下、「調整後排出係数の設定は発電事業者、並びにF I T電源を主として有する電気事業者が、今後において排出係数を下げる努力を阻害する」ことに繋がるのではないかと懸念される。</p>	<p>●温対法に基づく事業者別排出係数検討会（第10回）にて、メニュー別係数は、F I T調整やクレジット利用を加味した調整後排出係数とすることを決めました。理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F I T電気を含む販売電力量をもとに料金メニューごとの実排出係数を作成するとした場合、F I T電気を含むメニュー別係数で低CO₂（あるいはCO₂ゼロ）を設定することは可能ではありません。 ・しかし、固定価格買取制度では全国の需要家に対して原則一律のサーチャージ単価が設定されていることを踏まえると、F I T電気調達にかかるk h wあたりのCO₂排出削減効果（排出係数）は一律であると考えることができ、また、電力システム改革小委制度設計WGにおいて、F I T電気（交付金により費用負担を受けたもの）は再エネ由来電気であること等を付加価値として販売することができない整理がなされていることから、F I T電気を含むメニュー別係数は直ちに低CO₂（あるいはCO₂ゼロ）とみなすことはできません。 <p>●他方で、御指摘のとおり、新規に参入した小売電気事業者におかれは、旧一般電気事業者が有する低炭素な電源やF I T制度によらない再エネ電源にアクセスすることが困難な面もあり、この点については、エネルギー革新戦略（平成28年4月経済産業省）において、「小売電気事業者が低炭素電源にアクセスしやすい市場環境の整備が重要」としており、今後検討してまいります。</p> <p>●なお、F I T電気については全量買取制度が置かれているため、F I T電気のCO₂を小売段階でどう評価するかということと、F I T発電事業者の事業判断には直接の関係はありません。いずれにしても、F I T電気の発電時に物理的にはCO₂を排出していないことや、F I T制度が再生可能エネルギー導入推進の原動力として地球温暖化対策計画にも位置づけられていることには変わりありません。</p>
----------	----------------------	---	---

4	JCMクレジットについて	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガス排出削減は、基本的に日本国内の対策で行われるべきであり、日本政府が途上国の緩和・適応施策に貢献することは重要であるが、国内での削減インセンティブを弱める海外認証排出削減（JCM）を、国の目標達成に用いるべきではない。 ●国内での温室効果ガス排出削減に優先的に取り組み、省エネと再生可能エネルギーの速やかな導入を通して目標を達成したうえで、海外でのCO₂排出削減に取り組むべきである。 ●また、途上国での温室効果ガス排出削減事業は、REDDプラスや大規模植林事業、開発をとまなう大規模事業など、人権侵害や土地収奪、環境汚染も引き起こしている場合も多い。 ●排出量削減の視点のみでJCMクレジットを使用することは、こうした悪影響を助長する恐れがあり、避けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国の温室効果ガス削減目標にJCMクレジットを活用することは、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において明記されております。いただいた御意見は、今後の施策展開において参考にさせていただきます。
5	JCMクレジットについて	<ul style="list-style-type: none"> ●二酸化炭素排出量の有効な調整にはJCMに参加している国をホストとしているCDMプロジェクトの第二約束期間を活用すべきと考える。 ●このことは東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議まとめにおいても「JCMと並びCDMの取得など我が国の優れた発電技術等の国際展開による排出削減等の取組も可能」として容認されていると考える。 ●現下のJCMにおいてはクレジット量が少なく（至近の一年に交付されたクレジットは40tonCO₂e）、電力排出係数目標の達成に少なくとも必要と考えられる数1,000万トンCO₂e/yレベルのクレジットを有効な形で活用できない状況である。 ●JCM候補として実施されている日本の複合発電装置（GTCC）を移転しているクレジットの大きなプロジェクトはいまだJCMとして具現化されていない。 ●さらに、JCMのクレジットは参加民間会社に交付されないこともJCMクレジットの活用を困難にしていると考え。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二約束期間のCDMクレジットの活用は想定していません。これに対応して、第二約束期間のCDMクレジットを調整後排出係数の算出に使用することはできません。 ●なお、JCMにおいては、プロジェクト参加民間会社がクレジットを取得することは可能です。

6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● F I T電気について全国平均係数等を用いてC O 2排出量を加える等の調整を行うべきではない。国民負担の観点からF I T電気について調整を行う場合は、電源開発促進税や東京電力(株)福島第一原子力発電所事故処理費用を負担している原子力の係数についても見直すべき。 ● F I T法によって支援された再生可能エネルギーの「環境価値」は、追加性の原則から考えて、一般消費者が負担するF I T賦課金に含めるのではなく、その「環境価値」の買い手(電力会社や大規模事業者)が一定の負担のもと購入できるようF I T法の運用を改めるべき。 ● グリーンエネルギー証書の認定制度及びグリーンエネルギー証書を使ったC O 2排出削減の認証制度について、自社の電源構成中の再生可能エネルギーの割合を高めたり、C O 2排出係数の削減に活用することができるようにすべき。 ● 消費者は発電事業者を選択するのではなく電力や電源、つまりは事業所を選択するのが一般的であり、実二酸化炭素排出量の算定については事業者別ではなく事業所別に統一すべき。 ● C O 2のみに注目しているが 原発からは年間ペタベクレルレベルの放射性物質が排出される。それらが与える環境人体への被害も含めた評価を行いあわせて評価すべきで。 ● 2015年1月に発表されたGHGプロトコルスコープ2ガイダンスでは、国際的排出量報告時に利用できる排出係数を固定価格買取制度を含む公的な補助が適用されているものは認められるが、クレジットなどの認証排出削減量を控除したものは認められないと定義している。国際的算定報告基準であるGHGプロトコルに準拠する排出係数に修正するか、その係数を追加して示す対応とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見は、今回の本通達の改訂事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
---	-----	--	---